

電気需給約款

みんなのプラン・エポスプラン

2023年4月1日改定施行

株式会社 UPDATER

電気需給約款目次

I 総則

対象となるお客さま	3
需給約款の変更	3
定義	4
単位および端数処理	5
実施細目	6

II 契約の締結

需給契約の申込み	6
需給契約の成立および契約期間	6
需要場所	7
需給契約の単位	7
供給の開始	7
供給の単位	7
需給契約書の作成	7
承諾の限界	7

III 契約種別および料金

契約種別	8
料金等	10

IV 料金の算定および支払い

料金の適用開始の時期	10
検針日	10
料金の算定期間	11
使用電力量の算定	11
料金の算定	11
日割計算	12
料金の支払義務および支払期日	12
料金その他の支払方法	12
延滞利息	13

V 使用および供給

適正契約の保持	13
需要場所への立入りによる業務の実施	13
電気の使用にともなうお客さまの協力	14
供給の停止	15
供給停止の解除	15

供給停止期間中の料金	15
違約金	15
供給中止または使用の制限もしくは中止	15
制限または中止期間中の料金	15
損害賠償および債務の履行の免責	15
設備の賠償	16

VI 契約の変更および終了

需給契約の変更	16
名義の変更	16
需給契約の終了	16
解約等	17
需給契約の解約にともなう費用相当額の申受け	18
需給契約終了後の債権債務関係	18

VII 供給方法、工事および工事費の負担

供給方法および工事	18
工事費負担金等相当額の申受け等	18

VIII その他

反社会的勢力の排除	18
準拠法	19
管轄裁判所	19
信用情報の共有	19

別表

1.再生可能エネルギー発電促進賦課金	21
2.電源調達費調整額	21
3.日割計算の基本算式	26
4.料金単価	27
5.ふるさと納税の返礼品として電気を供給する場合の電源構成の特性	29

I 総則

1. 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)は、株式会社 UPDATER(以下「当社」といいます。)が、お客さまに対し、電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。お客さまは、この需給約款の個別の条項について承諾するものとします。
- (2) この需給約款は、次に記載された一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧の電気の供給を受けるお客さまに適用します。ただし、離島は除きます。
東北電力ネットワーク株式会社（以下その供給地域を「東北エリア」といいます。）
東京電力パワーグリッド株式会社（以下その供給地域を「関東エリア」といいます。）
中部電力パワーグリッド株式会社（以下その供給地域を「中部エリア」といいます。）
関西電力送配電株式会社（以下その供給地域を「関西エリア」といいます。）
中国電力ネットワーク株式会社（以下その供給地域を「中国エリア」といいます。）
四国電力送配電株式会社（以下その供給地域を「四国エリア」といいます。）
九州電力送配電株式会社（以下その供給地域を「九州エリア」といいます。）

2. 需給約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更が生じた場合、法令の制定もしくは改廃が行われた場合、その他当社が必要と認めた場合には、当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 前項の場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (3) この需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- 八) 上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない軽微な変更である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明し、契約変更前および契約変更後の書面交付をしないこととします。
- (4) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第 3 条第 1 項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、その変更された内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3. 定義

次の言葉はこの需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) お客さま

当社から、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けることを希望する方のことをいいます。

(2) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 供給地点

当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(7) 供給地点特定番号

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(8) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(9) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(10) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(11) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(12) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、当該一般送配電事業者が設置した計量器より供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。ただし、やむを得ない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量した使用電力量を原則として 3 パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金単価および電源調達費調整額には消費税等相当額を含みます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(15) 電源調達費調整額

電源調達費用の変動を従量料金に反映する項目として、別表 2. 電源調達費調整額 (2. 電源調達費調整単価) に示す算出方法に基づき適用します。

(16) 旧一般電気事業者

東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社をいいます。

(17) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。契約電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

(3) 料金その他の計算における基本料金、従量料金、最低料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。[契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい、当該一般送配電事業者の定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法]
- (2) 契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。必要に応じて1年間を通じての最大の負荷を確認するため、使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を当社所定の様式により申し出ていただきます。なお、供給開始後の毎月の最大需要電力が、契約電流、契約容量または契約電力を上回る等の場合には、契約電流、契約容量または契約電力を見直していただきます。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日を遡って需給契約を解約することがあります。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、継続後の契約期間のみを説明するものとし、継続後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることとします。また、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

8. 需要場所

需要場所は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。

9. 需給契約の単位

当社は、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 電気需給契約を結びます。ただし、1 需要場所について電灯または小型機器と動力を合わせて使用する需要の場合、当社は複数の電気需給契約を締結することがあります。

10. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気の供給を開始いたします。この場合の需給開始日は以下の通りといたします。

イ) 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

ロ) 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申し込みをした後に到来する最初の検針日とします。ただし、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらかじめお客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12. 需給契約書の作成

当社が需給契約書の作成を必要と認める特別の事情がある場合には、需給契約書を作成いたします。

13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他や

むを得ない場合には、需給契約の申込の全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14. 契約種別

契約種別は以下の通りとします。

(1) 従量電灯 A（関西エリア、中国エリアおよび四国エリア）

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力と合わせて使用する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

ハ) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって行います。

(2) 従量電灯 B（東北エリア、関東エリア、中部エリアおよび九州エリア）

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電

事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

- ① 契約電流は、10、15、20、30、40、50、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- ② 当該一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他適当な装置(以下、電流制限器等、といいます。)または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

(3) 従量電灯 C (関西エリア、中国エリアおよび四国エリアでの名称は「従量電灯 B」)

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- ① 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1/1000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は 200 ボルトとします。

- ② 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$$

15. 料金等

料金は、基本料金または最低料金、従量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は別表 2. 電源調達費調整額によって算定された電源調達費調整額を加えたものといたします。

IV 料金の算定および支払い

16. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

17. 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

18. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日までの期間、または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 当該一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日（電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間、または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

19. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る接続供給電力量とし、30分ごとに算定されます。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、前項の30分ごとに算定された使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約が終了する場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。)において合計した値といたします。
- (3) 使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に基づき、当該一般送配電事業者により検針され、当社に通知されます。
- (4) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者とお客さまとの協議によって定めていただくこととします。

20. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合
 - ロ) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ) 18（料金の算定期間）(2)の但書の場合で、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

21. 日割計算

- (1) 当社は、20(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ) 基本料金または最低料金は、別表 3. 日割計算の基本算式により日割計算をいたします。
 - ロ) 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- (2) 20(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、20(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求額が確定した日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。また、需給契約が終了した場合は、需給契約の終了日以降に当社が検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求額が確定した日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。
- (5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。なお、支払額が請求金額よりも過小の場合には、24(延滞利息)を適用いたします。

23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金および工事費負担金等相当額については、当社の指定するクレジットカード会社のクレジットカード払いとします。
- (2) お客さまは、当社が指定した様式により、あらかじめクレジットカード情報を登録していただきます。
- (3) お支払い方法は 1 回払いのみとします。
- (4) 料金がクレジットカード会社により当社指定の金融機関等に払い込まなかった場合または特別の事情がある場合には、協議の上、別の方法により支払っていただきます。

- (5) お客さまが料金をクレジットカードにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。
- (6) お客さまが料金を(1)以外の方法で支払う場合、当社は、請求書の発行に係る手数料や決済手続費用等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けます。また、この場合、当社がお客さまからの支払いを確認したときに支払いがなされたものいたします。
- (7) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。
- (8) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

24. 延滞利息

- (1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times (10/110)$$
- (3) 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

25. 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (3) お客さまの電気工作物の検査等の業務
- (4) その他この需給約款によって、需給契約の成立、維持、変更もしくは終了に必要な業務
- (5) その他、お客さまの要望により、当社が立入りの必要があると判断した業務

27. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
 - 二) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ) その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

28. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまに係る電気の供給を停止することがあります。
 - イ) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ) お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および当該一般送配電事業者に重大な損失を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまに係る電気の供給を停止することがあります。
 - イ) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - ハ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

29. 供給停止の解除

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合であっても、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を当該一般送配電事業者に依頼いたします。

30. 供給停止期間中の料金

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間を「1月」として算定した料金を支払っていただきます。

31. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

32. 供給中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ) 当該一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または生ずるおそれがある場合
 - ロ) 非常変災の場合
 - ハ) その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

33. 制限または中止期間中の料金

当社は、32（供給中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でも、原則として、その期間中についても供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

34. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。

- (2) 39(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合で、それが当社の責めとならない理由による物であるときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 以下の各号の事由が発生したことにより当社によるこの需給契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - イ) 地震等の天災地変が起きた場合
 - ロ) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
 - ハ) その他前各号に類する不可抗力事由が生じた場合

35. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

36. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II(契約の締結)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合(契約種別の変更を希望される場合を除きます。)の契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、計量期間等の始期といたします。

37. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、当社が適切と判断した方法により申し出ていただきます。

38. 需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 需給契約は、39(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に消滅いたします。

- イ) 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日の翌日に需給契約が終了したものといたします。
- ロ) お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
- ハ) 当社との需給契約を終了し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が終了するものといたします。

39. 解約等

(1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

- イ) 当該一般送配電事業者の託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。
- ロ) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ハ) お客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ニ) この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- ホ) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ヘ) お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ト) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- チ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- リ) お客さまがこの需給約款に反した場合
- ヌ) その他、当社がお客さまとの契約を継続できないと判断した時

(2) お客さまが、38(需給契約の終了)(1)による通知をされずに、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日の翌日に需給契約は終了するものといたします。

40. 需給契約の解約にともなう費用相当額の申受け

当社が 39(解約等)により需給契約を解約する場合には、当社は、需給契約の終了または解約に要する費用に相当する金額を申し受けます。この場合、当該金額は、需給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

41. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

42. 供給方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

43. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けるとされている設備等については、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

Ⅷ その他

44. 反社会的勢力の排除

- (1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、本契約締結時および将来に渡り、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - イ) 自ら、または自らの役員(業務を執行する社員、取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)、親会社、子会社、または関連会社もしくは実質的に経営関与する者、または、自社の株主等であって自社を実質的に所有し、もしくは支配する者(以下、各当事者といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋等、社会運動等標榜ゴ

- ロ、特殊知能暴力集団その他の反社会勢力またはその所属員(以下総称して、反社会的勢力といいます。)のいずれにも該当しないこと。
 - ロ) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結および履行をするものではないこと。
- (2) (1)のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接・間接問わず以下に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- イ) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - ロ) 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ハ) 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
 - ニ) 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - ホ) 暴力団等の反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
- (3) 当社は、お客さまが(1)(2)のいずれかの一つにでも違反した場合は、お客さまが当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、本項により解除されたお客さまの受けた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

45. 準拠法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

46. 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

47. 信用情報の共有

当社は、お客さまが 39(解約等)(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 電源調達費調整額

(1) 電源調達費調整額

電源調達費調整額は、その 1 月の使用電力量に電源調達費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達費調整単価

電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調達費調整単価

$$= \{ (\text{市場価格調整項} \times X) + (\text{価格安定化調整項} \times Y) \} + \text{調達原価調整項}$$

適用期間	東北エリア・関東エリア		中部エリア		関西エリア・四国エリア 中国エリア・九州エリア	
	X	Y	X	Y	X	Y
4月の料金に係る検針期間等	0.27	0.73	0.36	0.64	0.34	0.66
5月の料金に係る検針期間等	0.21	0.79	0.29	0.71	0.29	0.71
6月の料金に係る検針期間等	0.24	0.76	0.59	0.41	0.40	0.60
7月の料金に係る検針期間等	0.33	0.67	0.34	0.66	0.43	0.57
8月の料金に係る検針期間等	0.43	0.57	0.52	0.48	0.53	0.47
9月の料金に係る検針期間等	0.45	0.55	0.50	0.50	0.53	0.47
10月の料金に係る検針期間等	0.40	0.60	0.45	0.55	0.48	0.52
11月の料金に係る検針期間等	0.42	0.58	0.53	0.47	0.44	0.56
12月の料金に係る検針期間等	0.43	0.57	0.60	0.40	0.54	0.46
1月の料金に係る検針期間等	0.50	0.50	0.67	0.33	0.60	0.40
2月の料金に係る検針期間等	0.50	0.50	0.67	0.33	0.61	0.39
3月の料金に係る検針期間等	0.40	0.60	0.45	0.55	0.51	0.49

(3) 市場価格調整項

市場価格調整項は、次の算式によって損失率を補正した消費税等相当額を含む値といたします。また、市場価格調整項の単位は1銭とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場価格調整項

$$= (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) / (1 - \text{損失率}) \times (1 + \text{消費税率})$$

損失率は、次のとおりといたします。

東北エリア	関東エリア	中部エリア	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
8.5%	6.9%	7.1%	7.8%	8.0%	8.1%	8.6%

イ) 基準市場価格

基準市場価格は、市場の見通しを元に各エリアに設定する値です。市場価格調整項における価格変動の基準値で、次のとおりいたします。

基準市場価格	東北エリア	関東エリア	中部エリア	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
4月の料金に係る検針期間等	15.90	18.83	17.84	16.31	16.25	13.65	10.29
5月の料金に係る検針期間等	15.90	18.83	17.84	16.31	16.25	13.65	10.29
6月の料金に係る検針期間等	15.90	18.83	17.84	16.31	16.25	13.65	10.29
7月の料金に係る検針期間等	19.03	22.12	20.22	18.40	18.18	15.52	12.13
8月の料金に係る検針期間等	19.03	22.12	20.22	18.40	18.18	15.52	12.13
9月の料金に係る検針期間等	19.03	22.12	20.22	18.40	18.18	15.52	12.13
10月の料金に係る検針期間等	15.90	18.83	17.84	16.31	16.25	13.65	10.29
11月の料金に係る検針期間等	15.90	18.83	17.84	16.31	16.25	13.65	10.29
12月の料金に係る検針期間等	18.56	21.36	19.03	17.50	17.34	14.91	11.42
1月の料金に係る検針期間等	18.56	21.36	19.03	17.50	17.34	14.91	11.42
2月の料金に係る検針期間等	18.56	21.36	19.03	17.50	17.34	14.91	11.42
3月の料金に係る検針期間等	15.90	18.83	17.84	16.31	16.25	13.65	10.29

ロ) 平均市場価格

平均市場価格は、算定期間において一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が運営、公表するスポット市場における全日及び夜間の当該エリア価格を加重平均した値とし、次の算式によって算定します。なお、平均市場価格の単位は1銭とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{夜間単価} \times \delta 2$$

$$\delta 1 = 0.873$$

$$\delta 2 = 0.127$$

全日単価、夜間単価の適用時間は次の通りとします。

	適用時間
全日単価	午前0時～午後12時
夜間単価	午後4時～午後11時

ハ) 市場価格調整項の適用

平均市場価格算定期間に対応する、市場価格調整項適用期間は、次の通りとします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整項適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の2月の料金に係る検針期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年の場合：毎年2月1日から2月29日までの期間)	その年の3月の料金に係る検針期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の4月の料金に係る検針期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の5月の料金に係る検針期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間等

(4) 価格安定化調整項

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

	東北エリア、関東エリア	中部エリア	関西エリア、中国エリア 四国エリア、九州エリア
α	0.0480	0.0542	0.0217
β	0.6547	0.3539	0.2759
γ	0.3259	0.9069	0.8614

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 価格安定化調整項

価格安定化調整項は、次の算式によって算定された値といたします。なお、価格安定化調整項の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- ① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合
 価格安定化調整項 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 2) の基準単価 / 1,000
- ② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合
 価格安定化調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 2) の基準単価 / 1,000

基準燃料価格

東北エリア、関東エリア	中部エリア	関西エリア、中国エリア 四国エリア、九州エリア
42,600円	23,200円	41,100円

ハ) 価格安定化調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された価格安定化調整項は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の価格安定化調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する価格安定化調整項適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	価格安定化調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る検針期間等

二) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

東北エリア	関東エリア	中部エリア	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
0.138	0.136	0.073	0.144	0.145	0.145	0.146

単位：円/kWh

(5) 調達原価調整項

調達原価調整項は、当社が調達している電源調達原価を元に算定した値として、次のとおりといたします。

東北エリア	関東エリア	中部エリア	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
10.00	11.40	8.10	6.50	8.20	5.60	2.40

単位：円/kWh

(6) 電源調達費調整額のお知らせ

当社は、次月適用分の電源調達費調整単価を、当社 Web サイト上に掲載する方法でお知らせいたします。

3. 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

基本料金または最低料金を日割りする場合

電気を供給した日数が 28 日/月以上の場合は日割りせず、27 日/月以下の場合は次の算式により算定します。

$(1 \text{ 月の基本料金} / 30) \times \text{日割計算対象日数}$

$(1 \text{ 月の最低料金} / 30) \times \text{日割計算対象日数}$

4. 料金単価

東北エリア、関東エリア、中部エリア、九州エリアの従量電灯 B

基本料金（単位：円）							
	10A	15A	20A	30A	40A	50A	60A
東北エリア	330.00	495.00	660.00	990.00	1,320.00	1,650.00	1,980.00
関東エリア	286.00	429.00	572.00	858.00	1,144.00	1,430.00	1,716.00
中部エリア	286.00	429.00	572.00	858.00	1,144.00	1,430.00	1,716.00
九州エリア	297.00	445.50	594.00	891.00	1,188.00	1,485.00	1,782.00

従量料金（単位：円/kWh）			
	～120kWh	121kWh～300kWh	301kWh～
東北エリア	18.39	25.08	27.82
関東エリア	19.68	26.22	29.04
中部エリア	20.83	25.25	27.04
九州エリア	17.29	22.83	24.76

関西エリア、中国エリア、四国エリアの従量電灯 A

	最低料金 (単位：円)	従量料金 (単位：円/kWh)		
		16kWh~120kWh	121kWh~300kWh	301kWh~
関西エリア	341.01	20.11	25.45	27.27
中国エリア	336.87	20.55	27.17	28.08

	最低料金 (単位：円)	従量料金 (単位：円/kWh)		
		12kWh~120kWh	121kWh~300kWh	301kWh~
四国エリア	411.40	20.17	26.72	28.98

東北エリア、関東エリア、中部エリア、九州エリアの従量電灯 C

関西エリア、中国エリア、四国エリアの従量電灯 B

	基本料金 (単位：円) (1kVAにつき)	従量料金 (単位：円/kWh)		
		~120kWh	121kWh~300kWh	301kWh~
東北エリア	330.00	18.39	25.08	26.35
関東エリア	286.00	19.68	26.22	27.51
中部エリア	286.00	20.83	25.25	25.61
関西エリア	396.00	17.73	20.91	21.27
中国エリア	407.00	17.89	23.92	23.43
四国エリア	374.00	16.80	22.28	22.88
九州エリア	297.00	17.29	22.83	23.45

5. ふるさと納税の返礼品として電気を供給する場合の電源構成の特性

(1) 当社は、ふるさと納税の返礼品として、電気を寄付者に供給する場合、寄付者の方が寄付された地方団体産の産地価値を有する電気を供給するため、寄付先の地方団体の区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気を供給するとともに、当該発電所由来のトラッキング付き非化石証書を 100%使用することで、当該電気の CO2 排出量を実質的にゼロとします。なお、Web ページまたは当社が別途定める方法により、対象となるお客さまへ電源構成等を毎年度お知らせいたします。

(2) 電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。